

学業継続特別支援制度（私費外国人留学生等対象）[2次募集] 申請書

多摩美術大学学長 殿

私は多摩美術大学の学業継続特別支援制度（私費外国人留学生等対象）[2次募集]に申請いたします。

提出年月日	2020年 月 日		
学科・専攻・コース			
学籍番号		学年	年（学・修・博）
氏名	カナ（姓）	カナ（名）	
	英語（姓）	英語（名）	
生年月日（西暦）	年 月 日生	電話番号	
E-mail	@		

1. 2020年の損失額を証明するための書類

【①書類名】本人または家計支持者が損失を受けたことを証明する書類名を記入してください。

【②書類上の金額】該当する書類上からわかる金額を記入してください。

【③年間換算損失額】2020年1月～12月で換算した金額を記入してください。

①書類名	②書類上の金額	③年間換算損失額
a)	現地通貨額： 日本円換算： 円	円
b)	現地通貨額： 日本円換算： 円	円
c)	現地通貨額： 日本円換算： 円	円
d)	現地通貨額： 日本円換算： 円	円
e)	現地通貨額： 日本円換算： 円	円
f)	現地通貨額： 日本円換算： 円	円
	合計額（別紙がある場合はその金額も含む）	円

※上記欄が不足する場合は、別途 A4 用紙に追加・記入してください。

※外国貨幣換算率は「出納官吏事務規程第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件」で定めたものとする。中国：1元=17円、韓国：100ウォン=10円、米国：1ドル=110円、その他の外国貨幣は以下 URL を参照のこと。

https://www.mof.go.jp/about_mof/act/kokuji_tsuutatsu/kokuji/KO-20191224-0182.pdf

※書類が日本語または英語で記載されていない場合は、日本語の翻訳文を必ず添付すること。

学業継続特別支援制度（私費外国人留学生等対象）[2次募集] 申請書

多摩美術大学学長 殿

私は多摩美術大学の学業継続特別支援制度（私費外国人留学生等対象）[2次募集]に申請いたします。

提出年月日	2020年 9月 15日			
学科・専攻・コース	グラフィックデザイン学科			
学籍番号	12031000	学年	1年（ 学 ・修・博）	
氏名	カナ（姓）	パク	カナ（名）	ジェジュン
	英語（姓）	PARK	英語（名）	JAEJOONG
生年月日（西暦）	19XX年 1月 1日生	電話番号	080-XXXX-XXXX	
E-mail	jung_i @ XXX.com			

1. 2020年の損失額を証明するための書類

【①書類名】本人または家計支持者が損失を受けたことを証明する書類名を記入してください。

【②書類上の金額】該当する書類上からわかる金額を記入してください。

【③年間換算損失額】2020年1月～12月で換算した金額を記入してください。

② 書類名	②書類上の金額	③ 年間換算損失額
a) 源泉徴収票 (アルバイト代減収の証明)	現地通貨額： 日本円換算： 600,000 円	370,000 円
b) 給与明細 (親の収入減収の証明)	現地通貨額：1,500,000 ウォン 日本円換算 150,000 円	450,000 円
c) 通帳のコピー (入国制限中の日本での家賃支払の証明)	現地通貨額： 日本円換算： 120,000 円	600,000 円
d)	現地通貨額： 日本円換算： 円	円
e)	現地通貨額： 日本円換算： 円	円
f)	現地通貨額： 日本円換算： 円	円
	合計額（別紙がある場合は その金額も含む）	1,420,000 円

※上記欄が不足する場合は、別途 A4 用紙に追加・記入してください。

※外国貨幣換算率は「出納官吏事務規程第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件」で定めたものとする。中国：1元=17円、韓国：100ウォン=10円、米国：1ドル=110円、その他の外国貨幣は以下 URL を参照のこと。

https://www.mof.go.jp/about_mof/act/kokuji_tsuutatsu/kokuji/KO-20191224-0182.pdf

※書類が日本語または英語で記載されていない場合は、日本語の翻訳文を必ず添付すること。

記入例

2. 2020年1月～12月の損失額算出方法

・「1. 2020年の損失額を証明するための書類」で記載した金額について、どのように計算したのかわかるように、以下枠内に記入してください。

a) アルバイト代減収

昨年 2019 年源泉徴収票 600,000 円

1～8月の収入 150,000 円

9～12月の収入予測 80,000 円

$600,000 - 230,000 = 370,000$ 円損失

b) 親の収入減収

4月から仕事を辞めたため、収入減

1～3月の給与 1,500,000 ウォン (150,000 円)

1か月の給与 50,000 円 × 9 か月 (4～12月) = 450,000 円損失

c) 一時帰国中に日本に来られなくなり、その間の日本の家賃支払い

2月に帰国したため、3～12月 (10 か月) の家賃 60,000 円 × 10 = 600,000 円損失

